

諮問庁：国立大学法人広島大学

諮問日：令和2年7月13日（令和2年（独情）諮問第29号）

答申日：令和2年12月7日（令和2年度（独情）答申第30号）

事件名：特定専攻の博士号の学位請求プロセスにおいて学生に求める「査読付き論文」「査読無し論文」に関する規定等の開示決定に関する件  
（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年5月19日付け広大総務第20-16号により、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、以下の理由により審査請求を行う。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

全部開示となっているが、審査請求人が知りたいのは、一般に開示されているもの以外に内規等が存在するかであり、原処分は不存在決定か不開示決定に等しいものである。

##### （2）意見書

審査請求人から令和2年8月2日付け（同月6日受付）で意見書が当審査会宛に提出された（諮問庁に対し、閲覧をさせることは、適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件経緯について

本件は、法4条1項の規定に基づき、広島大学に対し、令和2年4月17日付け文書にて、「①特定研究科1特定専攻1（現：特定研究科2特定専攻2特定プログラム）の博士号の学位請求プロセスにおいて、2019

年10月1日時点で学生に求める「査読付き論文」「査読無し論文」に関する規定，学会発表に関する規定，及び予備審査の申請の業績一覧に関して，審査員が依拠している規定（その規定が記載された文書，規定の運用に関する文書，議事録などを含む），以上に関連する文書一切。②2020年4月17日現在における①と同様の文書一切。」の開示請求があったものである。

これに対し，広島大学としては，令和2年5月19日付けで法人文書開示決定通知書を審査請求人に送付した。その後，本開示決定に対して，同年6月16日付けで審査請求人から審査請求書が提出された。

## 2 対象文書について

広島大学が保有する対象文書は，以下のとおりである。

- (1) 業績一覧の提出及び予備審査申請の審査実施要領について（2019年10月1日時点）（文書1）
- (2) 業績一覧届及び予備審査申請審査願（様式）（2019年10月1日時点）（文書2）
- (3) 業績一覧の提出及び予備審査申請の審査実施要領について（2020年4月17日時点）（文書3）
- (4) 業績一覧届及び予備審査申請審査願（様式）（2020年4月17日時点）（文書4）

## 3 原処分維持の理由

審査請求人は，当該開示請求は，一般に開示されているもの以外に内規等が存在するかについて請求したものであり，広島大学の開示決定は不存決定か不開示決定に等しいと述べているが，再検討した結果，以下の理由により原処分の維持が妥当であるとの結論に至った。

開示対象文書の選定を行ったところ，特定研究科1特定専攻1の博士号の学位請求プロセスにおける，「学生に求める「査読付き論文」「査読無し論文」に関する規定，学会発表に関する規定，及び予備審査の申請の業績一覧に関して，審査員が依拠している規定」は，「業績一覧の提出及び予備審査申請の審査実施要領について（文書1及び文書3）」以外に該当文書が存在しなかった。

「業績一覧の提出及び予備審査申請の審査実施要領について（文書1及び文書3）」は，広島大学大学院特定研究科1博士課程後期特定専攻1の学位論文審査の予備審査にかかる実施要領で，当該専攻の学生に配付されている文書である。予備審査の申請に必要な業績一覧を提出するためには，「2. 特定専攻1博士課程後期在学中に学外の査読付学術専門雑誌掲載の論文2本以上と，その他の論文1本以上を執筆していること。」「3. 特定専攻1博士課程後期在学中に全国レベル以上の学会での研究報告1回以上と，その他の学会及び研究会での研究報告1回以上を済ませているこ

と。」を含む4つの要件を全て満たすこととされている。審査員は、当該実施要領に基づき提出された「業績一覧届及び予備審査申請審査願（文書2及び文書4）」により、予備審査申請の審査を行っている。

以上のことから、当該文書を審査員が依拠している規定の対象文書として特定し、全部開示することとした。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年7月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月6日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年10月14日 審議
- ⑤ 同年12月3日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1ないし文書4（本件対象文書）を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求人が知りたいのは、一般に開示されているもの以外に内規等が存在するかであるとして、本件対象文書以外の文書の特定を求めているものと解されるが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書は、特定研究科1特定専攻1（現：特定研究科2特定専攻2特定プログラム）の博士号の学位請求プロセスにおいて、①「学生に求める「査読付き論文」「査読無し論文」に関する規定、学会発表に関する規定」（2019年10月1日時点及び2020年4月17日現在の文書）及び②「予備審査の申請の業績一覧に関して、審査員が依拠している規定（その規定が記載された文書、規定の運用に関する文書、議事録などを含む）」（2019年10月1日時点及び2020年4月17日現在の文書）に関する文書一切である。

イ 上記ア①の請求文書については、対象となる文書を検索した結果、広島大学において当該規定を定めた規則・規程等の法人文書は、当該研究科・専攻に所属する学生の博士課程の学位論文審査の予備審査に係る「査読付き論文、査読なし論文」及び「学会発表」に関する申請

者（学生）の申請要件を明記している「業績一覧の提出及び予備審査申請の審査実施要領について」（文書1及び文書3）及びその申請様式である「業績一覧届及び予備審査申請審査願（様式）」（文書2及び文書4）以外に内規等含め作成をしていないことから、文書1ないし文書4を上記ア①の請求文書に該当するものとして特定し、開示したものである。

ウ 次に、上記ア②の請求文書は、「予備審査の申請の業績一覧に関して、審査員が依拠している規定（その規定が記載された文書、規定の運用に関する文書、議事録などを含む）」であるところ、当該研究科・専攻の学位論文審査の予備審査申請においては、文書1及び文書3の要領に基づき、申請者（学生）が、申請様式である文書2及び文書4と「業績一覧の内容を証するもの（著書、論文の抜き刷り又はコピー、学会発表のプログラム、予稿集、発表資料等）」を提出（申請）するものであるが、当該申請に対する審査は、申請者（学生）の指導教員が審査員として審査を行っており、当該審査においては、審査員が、上記「業績一覧の提出及び予備審査申請の審査実施要領について」（文書1及び文書3）に記載される予備審査の申請に必要な申請要件を参考に、申請者（学生）から提出のあった「業績一覧届及び予備審査申請審査願（様式）」（文書2及び文書4）及び「業績一覧の内容を証するもの」を用いて、個別に内容を確認・判断し、審査・判定を行っている。

そのため、上記ア②の請求文書に該当するものとして、審査員が当該審査を行う際に申請に必要な申請要件の確認の参考とする（依拠する）文書1及び文書3（業績一覧の提出及び予備審査申請の審査実施要領について）並びに文書2及び文書4（申請者から提出される申請書類様式）を特定し、原処分で開示したものであるが、諮問庁において改めて確認したところ、審査員が当該審査を行う際に予備審査の申請に必要な申請要件を確認するに当たり参考とする資料として、学生に対して公示されている文書1及び文書3以外に、当該「業績一覧の提出及び予備審査申請の審査実施要領について」が特定専攻教員会で承認された際（平成18年6月9日）、併せて特定専攻教員会の申合せ事項として決定した「特定専攻教員会承認事項」についても、審査員が参考としている事実が判明した。

したがって、上記ア②の請求文書である「予備審査の申請の業績一覧に関して、審査員が依拠している規定（その規定が記載された文書、規定の運用に関する文書、議事録などを含む）」に該当するものとして、文書1ないし文書4以外に、平成18年6月9日に特定専攻教員会で決定した「特定専攻教員会承認事項」を新たに特定す

ることとする。

エ なお、文書 1 及び文書 3 並びに文書 2 及び文書 4 については、記載される申請期限や手続上の日程部分を除き、主たる内容及びその申請上の取扱い等は同様の記載内容である。

オ 本審査請求を受け、念のため広島大学内において、改めて法人文書ファイル管理簿の検索を行うとともに、執務室及び書庫等を探索したが、上記ウの対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 以下、検討する。

ア 当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書の写しを確認したところ、文書 1 及び文書 3 「業績一覧の提出及び予備審査申請の審査実施要領について」は、申請者（学生）が、学位論文審査の予備審査申請の際に必要な「査読付き論文、査読なし論文」及び「学会発表」等の申請要件が記載された要領であり、文書 2 及び文書 4 「業績一覧届及び予備審査申請審査願（様式）」は、当該要領に基づき、申請者（学生）が、当該申請を行う際に提出する様式であることが認められ、当該文書 1 ないし文書 4 は、上記（1）ア①の請求内容に該当する内容が記載された文書であることが認められる。

イ また、上記（1）ウの諮問庁の説明によると、当該研究科・専攻の学位論文審査の予備審査申請における審査は、申請者（学生）の指導教員が審査員として審査を行っており、当該審査においては、審査員が、上記「業績一覧の提出及び予備審査申請の審査実施要領について」（文書 1 及び文書 3）に記載される予備審査の申請に必要な申請要件を参考に、申請者（学生）から提出のあった「業績一覧届及び予備審査申請審査願（様式）」（文書 2 及び文書 4）及び「業績一覧の内容を証するもの」を用いて、個別に内容を確認・判断し、審査・判定を行っているところ、審査員が当該審査を行う際に予備審査の申請に必要な申請要件を確認するに当たり参考とする資料である文書 1 及び文書 3 並びに申請者から提出される申請書類様式である文書 2 及び文書 4 を、上記（1）ア②の請求文書（予備審査の申請の業績一覧に関して、審査員が依拠している規定（その規定が記載された文書、規定の運用に関する文書、議事録などを含む））に該当するものとして、特定し、開示したが、学生に公示されている当該文書 1 及び文書 3 以外に、審査員が申請要件を参考とする資料として、「業績一覧の提出及び予備審査申請の審査実施要領について」が特定専攻教員会で承認された際、併せて申合せ事項として決定した「特定専攻教員会承認事項」についても、審査員が参考としているとのことである。

ウ そこで、当審査会において、文書 1 及び文書 3 の写しを確認したと

ころ，当該文書には予備審査の申請に必要な申請要件が記載されており，審査員が依拠する内容として，上記（１）ア②の請求内容に該当する内容が記載されているものと認められ，また，上記イの「特定専攻教員会承認事項」について，諮問庁から提示を受け確認したところ，諮問庁の説明する記載がされていることが認められる。

エ 上記を踏まえると，上記イの「特定専攻教員会承認事項」は，上記（１）ア②の請求文書である「予備審査の申請の業績一覧に関して，審査員が依拠している規定（その規定が記載された文書，規定の運用に関する文書，議事録などを含む）」に該当すると認められる。

また，本件対象文書及び「特定専攻教員会承認事項」の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足りる事情は見当たらないことから，広島大学において，本件対象文書及び「特定専攻教員会承認事項」の外に本件請求文書に該当する文書として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，「特定専攻教員会承認事項」を対象として新たに特定し，改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，開示した決定については，広島大学において，本件対象文書の外に開示請求の対象として別紙の３に掲げる文書を保有していると認められるので，これを対象として，改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第５部会）

委員 藤谷俊之，委員 泉本小夜子，委員 磯部 哲

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 特定研究科1 特定専攻1 (現: 特定研究科2 特定専攻2 特定プログラム)の博士号の学位請求プロセスにおいて、2019年10月1日時点で学生に求める「査読付き論文」「査読無し論文」に関する規定、学会発表に関する規定、及び予備審査の申請の業績一覧に関して、審査員が依拠している規定(その規定が記載された文書、規定の運用に関する文書、議事録などを含む)、以上に関連する文書一切。
- (2) 2020年4月17日現在における(1)と同様の文書一切。

### 2 本件対象文書

- (1) 文書1 業績一覧の提出及び予備審査申請の審査実施要領について  
(2019年10月1日時点)  
文書2 業績一覧届及び予備審査申請審査願(様式)(2019年10月1日時点)
- (2) 文書3 業績一覧の提出及び予備審査申請の審査実施要領について  
(2020年4月17日時点)  
文書4 業績一覧届及び予備審査申請審査願(様式)(2020年4月17日時点)

### 3 改めて開示決定等をすべき文書

平成18年6月9日に特定専攻教員会で決定した「特定専攻教員会承認事項」